

子どもの一時預かり

子どもの一時預かり

子育てサポートシステム

地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみで子育て支援をめざすサポートです。子どもを預かってほしい人、子どもを預かることができる人に会員登録をしていただき、条件の合う近隣の方との出会いをサポートします。保育園や幼稚園、習い事等への送迎も可能です。

【利用料金】月～金曜日 7:00～19:00
500円/時間(祝日と年末年始、上記以外の曜日・時間にご利用の場合は利用料金が異なります。)

※減免制度等があります。

【申込み】入会説明会に参加後、会員登録が必要です。

【問合せ】地域子育て支援拠点「にこてらす」内
横浜子育てサポートシステム
瀬谷区支部事務局
☎744-7207 FAX 391-8447

【受付時間】火～土曜日 9:30～17:00
(祝日・年末年始・特別休館日を除く)

横浜市乳幼児一時預かり

リフレッシュ・非定期就労・通院・介護・学校行事・冠婚葬祭等どんな理由でも利用できます。子どもママも元気いっぱいになります。

● 保育ルーム「ばおばぶ」

【開所時間】月～金曜日 8:00～19:00

【利用料金】1時間300円(時間単位)※1

【利用年齢】市内在住の生後57日～未就学児 ※2

【所在地】三ツ境5-5 グレートヒル三ツ境2階

【問合せ】☎364-3508 FAX 363-2589

(小規模保育事業はぐ@ねすと併設)

● 保育ルーム「くる」

【開所時間】月～金曜日 7:30～18:30

【利用料金】1時間300円(時間単位)※1

【利用年齢】市内在住の生後57日～未就学児 ※2

【所在地】瀬谷3-9-20 パールホーム瀬谷
(小規模保育事業ネストうーたん併設)

【問合せ】☎489-4550 FAX 744-8800

※1 横浜市民の方で生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等)等の児童は、利用料が減免されます。お手続きについては利用前に各施設にお問い合わせください。

※2 市外在住の人が里帰り出産等で一時的に横浜市内に居住する場合も利用可能です。

保育所等の一時保育

一時的に子どもを保育できない場合(保護者等のパート就労や病気、入院や美容院などの利用時、冠婚葬祭等)に保育所等で一時的に児童をお預かりできます。

〈対象〉認可保育所、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業等の施設に入所していない未就学児童

〈申込先〉一時保育実施保育所へ、直接お申し込みください。保護者と保育所との契約になります。

〈保護者負担について〉保護者の方には、利用日ごとに各保育所が定める利用料(日額)をご負担いただきます。児童をお預けになるときに保育所にお支払いください。

※別途昼食・おやつ代等が必要です。

減免制度について

・横浜市民の方で生活保護世帯又は市民税非課税世帯、ひとり親世帯等の児童は利用料が減免になります。

・横浜市民の方で、多胎児の児童について、保護者の利用目的が緊急保育・リフレッシュ保育である場合については、利用料が全額減免になります。(食事代(おやつ代を含む)は実費が必要)

○緊急保育:保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭など、やむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりする場合

○リフレッシュ保育:育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童をお預かりする場合。